

用語解説

あ

○あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

昭和 40（1965）年に国連総会において採択され、昭和 44（1969）年に発効した条約です。人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。日本は平成 7（1995）年に加入しました。

○インクルーシブ教育

障がいのある人とない人が共に生活し共に学ぶ教育のことをいいます。

○エイズ

後天性免疫不全症候群の英語の省略。Acquired Immune Deficiency Syndrome（AIDS）ヒト免疫不全ウイルスに感染した結果、感染抵抗力が低下して通常ならかからない感染や神経障がいなどを発症したもの。免疫細胞を破壊して後天的に免疫不全を起こす免疫不全症のことをいいます。

○HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）に感染した状態のこと。HIVに感染し発病した人をエイズ患者と言います。

か

○構成的グループエンカウンター

リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合うことです。それを互いに認め合うことで自分や他者への気づきを深めさせ、人とともに生きる喜びや、わが道を力強く歩む勇気をもたらします。

※エンカウンター・・・本音を表現しあい、それを互いに認め合う体験

○国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として作られた条約です。人権に関する様々の条約の中で、最も基本的かつ包括的なものです。

○心のバリアフリー

私たちの身の回りには、障がいのない人には問題がなくとも、障がいのある人にとっては様々な「障壁」(バリア)になることがあります。障がいのある人の自立や社会参加をしやすいように整えることが「バリアフリー」です。バリアには、「物理的バリア」「制度的バリア」「文化・情報面のバリア」「意識上のバリア」があります。この意識上のバリアを取り除くことを「心のバリアフリー」と言います。

○子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元（1989）年に第44回国連総会において採択され、わが国は平成2（1990）年にこの条約に署名し、平成6（1994）年に批准しました。この条約は、世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものです。

さ

○自己有用感

自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということをも自分自身で認識することです。「他者の存在を前提として自分の存在価値」「誰かの役に立ちたいという成就感」「誰かに必要とされている満足感」などを認識することで、自分に自信を高めることにつながります。

○障害者試行雇用事業

障がい者の雇用にあたり、受入れや職場適応等について、事業主の不安感をなくすため、ハローワークの紹介により短期間試行的に雇用していただき、障がい者雇用の取組を図るものです。

○女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」です。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。日本は昭和60（1985）年に批准しました。

○人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」（1995－2004）年の終了を受け、2004年第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が採択されました。「人権教育のための世界計画」は、終了時限を設けずに数年ごとの段階（フェーズ）を決め、その段階ごとに領域を定め行動計画を策定し、第一段階

(2005－2007)は、「初等中等教育学校制度における人権教育」に焦点をあてることになりました。第一段階は2年間延長され、その後第二段階(2010－2014)は「高等教育と、あらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育」に重点が置かれることになりました。

○ストーカー行為

特定の者に対する好意感情、又はその好意が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者又はその家族等に対し「つきまとい等」(まちぶせ、押しかけや無言電話など)を繰り返して行うことをいいます。

○性同一性障がい

生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的および社会的に別の性別に適合させようとする障がいです。

○世界人権宣言

昭和23(1948)年12月10日の第3回国連総会において採択された人権宣言です。人権および自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めています。

○セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動又は性別の違いによる社会的な慣行により、相手方の生活環境を害し、若しくは当該相手方に不利益を与える行為をいいます。

た

○多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会をいいます。

○男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

○地域包括支援センター

地域に暮らす高齢者の保健・福祉・医療の向上，虐待防止，介護予防マネジメントなどを行う機関として，各市区町村に設置されるものです。センターには保健師，社会福祉士，主任ケアマネージャーが置かれ，相互に連携しながら高齢者への総合的支援を行います。

○地域包括支援ネットワーク

介護保険だけでなく医療や住宅といった高齢者の支援基盤の連携体制のことです。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

配患者や恋人など親密な関係にある，又はあった者から振るわれる暴力を指し，被害者の人権を著しく侵害する行為のことです。身体的暴力のほか精神的暴力，経済的暴力等で人格や安全を脅かし，自分の思い通りにしようとする支配行動をいいます。

な

○日常生活圏域

高齢者が，日常生活を送る地域として，様々な用件を勘案して市が定めた地域です。守谷市は，「守谷地区」，「高野地区」，「大野地区」，「大井沢地区」，「北守谷地区」，「みずき野地区」の6地区となります。

○認知症ケア専門士

日本認知症ケア学会が認定する，認知症ケアに関する高い知識と技能，倫理観を備えた専門技術士のことをいいます。

○認知症サポーター

認知症について正しく理解し，地域で認知症の人や家族を温かく見守り，支援する応援者のことをいいます。

○認知症専門医

日本認知症学会が認定する，認知症診療において十分な経験と知識がある医師のことをいいます。

○ノーマライゼーション

障がいのある人が地域社会の中で障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み，行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方のことです。

は

○ハンセン病

らい菌と呼ばれる細菌による感染症で遺伝病ではありません。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合であっても、現在では治療法が確立されています。

ま

○身分階層構造

具体的には、武士や百姓・町人・賤民（えた・非人等）の身分でつくられている社会の仕組みのことです。

世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが、肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するものであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第三章 国民の権利及び義務

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族のその他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就労時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日法律第147号)

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日
に属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

守谷市告示第13号

守谷市人権施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画（以下「守谷市人権施策推進基本計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を求めるため、守谷市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の代表者

(3) 市民

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から守谷市人権施策推進基本計画の策定の日までとする。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人ずつ置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

守谷市人権施策推進協議会委員名簿

役職	氏 名	推薦団体名等
会 長	程 塚 洋	学識経験者
副会長	中 島 春 野	人権擁護委員
	鈴 木 康 男	人権擁護委員
	山 田 清 美	守谷市国際交流協会
	藤 平 京 子	守谷市男女共同参画推進委員会
	荒 川 孝 雄	守谷市老人クラブ連合会
	大 野 みどり	守谷市障がい者相談員
	雪 草 洋 幸	取手地区保護司会守谷支部
	成 嶋 久 江	守谷市青少年相談員連絡協議会
	鎌 田 智 子	守谷市民生委員児童委員連合協議会
	田 中 美 恵	部落解放愛する会茨城県連合会 守谷支部
	山 口 秀 男	部落解放同盟全国連合会茨城県連合会 守谷支部
	松 島 たけ代	公募

(順不同・敬称略)

守谷市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現に向け、人権意識の普及高揚を目的とした人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的な推進を図るため、守谷市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画案の作成及び当該基本計画の実施に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関する関係部署の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には生活経済部を担任する部長を、副会長には市民協働推進課長を、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、生活経済部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成24年5月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画課長，経済課長，社会福祉課長，児童福祉課長，介護福祉課長，保健センター所長，学校教育課長，生涯学習課長，指導室長，

守谷市人権施策推進会議委員名簿

役 職 名		氏 名
会 長	生活経済部長	岡田 宏美
副会長	市民協働推進課長	中谷 文男
	企画課長	坂 浩
	経済課長	野口 英世
	社会福祉課長	木澤 正幸
	児童福祉課長	飯塚 哲夫
	介護福祉課長	長田 誠
	保健センター所長	斉藤美恵子
	学校教育課長	寺田 弘
	生涯学習課長	古谷 善男
	指導室長	石井 良秋

守谷市人権施策推進基本計画策定体制図

守谷市人権施策推進協議会

会 長 1人
副会長 1人
委 員 11人（学識経験者，関係団体の代表者，市民で構成）

◎役 割 人権施策推進基本計画の策定

1. 人権施策推進基本方針の審議
2. 人権施策推進基本計画の審議
3. アンケート内容の審議
4. 関係団体相互の連携及び協力



守谷市人権施策推進会議

会 長 生活経済部長
副会長 市民協働推進課長
委 員 関係各課長

◎役 割 人権施策推進基本計画案の作成

1. 人権施策推進基本方針（案）作成
2. 人権施策推進基本計画（案）作成
3. アンケート（案）作成
4. 関係部署の連絡調整
5. 人権施策の推進に必要なこと

守谷市人権施策推進基本計画

発行 平成25年 月
茨城県守谷市

編集 守谷市役所 市民協働推進課
〒302-0198 茨城県守谷市大柏950番地の1
TEL (0297) 45-1111 (代表)
FAX (0297) 45-6526
URL <http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>